

## <報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和7年7月31日

### 障害者支援施設の指定の一部効力停止処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第50条第3項において準用する第1項の規定に基づき、下記のとおり障害者支援施設を運営する法人に対して、施設の指定の一部効力停止処分を行いましたので、お知らせします。

#### 指定の一部効力停止処分の概要

##### 1 法人・施設

- (1) 法人名 社会福祉法人全国ベーチェット協会（住所：熊谷市板井1696番地）  
理事長 石川 弘
- (2) 施設名 視覚障害者支援センター熊谷（住所：熊谷市板井1696番地）  
施設入所支援 定員30人、生活介護 定員24人、自立訓練 定員12人  
指定年月日：平成24年4月1日指定

##### 2 処分内容

新規利用者の受入停止3か月

##### 3 処分理由

前施設長が利用者2人から現金の窃取を行っていたことが判明した。これは経済的虐待であり、障害者総合支援法第50条第3項において準用する同条第1項第3号（人格尊重義務違反）及び第11号（著しく不当な行為）に該当する。

##### 4 処分年月日

令和7年 7月30日（通知日）

令和7年 9月 1日（効力発生日）